

## 東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、市民課及び保険年金課における窓口の混雑緩和、円滑な案内及び待ち時間の快適化を図るとともに、広告及び行政情報を放映するモニターを設置することで、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の緩和を図ることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

受付窓口における受付番号札の発券・呼出し、交付窓口における交付番号の呼出しに加えて、これら窓口の呼出し・混雑状況のモニター及びWEBでの表示ができるシステムの導入を行うこととし、当該システムを無償で設置する。詳しくは、東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書（別紙1）のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結の日を開始日とし、システム運用開始予定日から5年間

### 2 実施形式

公募型プロポーザルとする。東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき契約候補者を選定する。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 令和2年度以後に国、地方公共団体等が発注した本業務の内容と同種又は類似の業務を受託した実績があること。また、特定の地方公共団体において、同設置業務を継続して5年以上運用した実績を有していること。
- (2) 広告モニター等の設置に伴う作業（電気工事、モニター等取付工事、維持管理、撤去等）を設置事業者（法人にあってはグループ法人を含む。）において一貫して行うことができること。
- (3) 設置事業者は、滋賀県内に本社又は社員が常駐する支社若しくは営業所を有し、業務における何らかの事故が発生したときには、おおむね1時間以内に

設置場所への到着が可能であること。

(4) 東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録のない者にあつては、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を参加申込書類と併せて提出すること。

(5) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の不備及び記載事項に虚偽がないこと。

(6) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、本市の指示に柔軟に対応できる者であること。

(7) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められる者

(8) その他

応募者は、契約候補者決定までの間に、上記(1)から(7)までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 名簿に登録されていない者の参加

「3 参加資格」の(4)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を参加申込書類と併せて提出すること。

- (1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- (2) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (3) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (4) 法人にあつては、直近年の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、直近年の都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 個人にあつては、直近年の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）、直近年の都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (6) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式1）

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年2月21日（水）午後5時

イ 提出方法

質問書（様式2）により、この要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出するものとする。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

令和6年2月26日（月）までに質問者を伏せた上で、東近江市ホームページにおいて行う。ホームページに掲載した回答事項については、本募集要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。

なお、電話、口頭等の個別対応はしないものとする。また、無用な混乱を招

くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

## 6 参加申込書等の提出手続

- (1) 提出期限 令和6年3月5日（火）午後5時
- (2) 提出期限までに以下の書類を市民部市民課窓口を持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、郵送する場合は、自ら本市の連絡先まで到着確認を行うこと。

- ア 参加申込書（様式3）
- イ 会社概要書（様式4）
- ウ 業務実績書（様式5）

### (3) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、市民部市民課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査の上、令和6年3月7日（木）までに結果及び選考審査会の案内を電子メールで通知する。

## 7 企画提案内容

- (1) 提出期限 令和6年3月14日（木）午後5時まで
- (2) 提出期限までに以下の書類を市民部市民課窓口を持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、郵送する場合は、自ら本市の連絡先まで到着確認を行うこと。

- ア 企画提案書（様式6。「8 企画提案書（様式6）作成方法」を参照）
- イ 設置予定機器の仕様書（任意様式）

### (3) 提出部数

正本1部及び副本8部を提出すること。

## 8 企画提案書（様式6）作成方法

### (1) 記載する内容

次の内容については、項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

- ア 企画提案の概要・コンセプト
- イ 設備本体の構造、設置方法
- ウ 設置予定機器の仕様、規格、設置台数及び設置イメージ図・設置立面図
- エ 機器等の操作方法（番号カード発券機、受付番号案内表示、モニター表示内容等）
- オ インターネット上での呼出状況表示機能

- カ 広告及び行政情報の表示方法、構成（放映時間、枠数及び放映サイクル等）及びデータ更新方法
- キ 広告内容の掲載方針及び審査体制
- ク 機器等の保守・維持管理体制及び緊急時の対応体制
- ケ 類似事業の導入実績
- コ システム稼働までのスケジュール（広告主募集、搬入設置等）
- サ 市民の利便性向上、本市の業務効率化、歳入確保等が見込まれる独自の提案（例 電気料金、広告料等の納入、本市レイアウトに沿う備品の提供等）

## (2) 作成上の留意点

企画提案書はA4サイズ横置きとする。その他提出書類はA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。その他留意点については、以下のとおりとする。

- ア 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ステープラで留めて提出すること。
- イ 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。ただし、図表等においては、この限りでない。
- ウ 文書を補完するための写真又はイラストの使用は、任意とする。
- エ 企画提案書のページ数は、30ページ以内とする。

## 9 契約候補者選定方法

### (1) 審査委員会

公正性、透明性及び客観性の確保のために東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務プロポーザル審査委員会設置要領に定める審査委員会を設ける。

### (2) 審査方法

#### ア 選考審査会

- (ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- (イ) 審査委員は評価項目に基づき、評点評価を行う。
- (ウ) 審査委員の合計点数が最上位の者かつ標準点数以上（合計の60パーセント）である者を優先交渉する事業者（以下「最優秀提案者」という。）として選定する。

なお、全審査委員の総合評価値の合計が同点の場合は、全審査委員の評点の合計の上位者とする。また、全審査委員の評点の合計が同点の場合に

は、審査委員会において協議の上、最優秀提案者を決定するものとする。

(エ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められたときは、その応募者を最優秀提案者として選定する。

(オ) 審査の結果、評点が基準点に満たない場合は、採用しない。

(カ) プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果については文書で通知する。

(キ) 審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

### (3) プレゼンテーション

東近江市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書（別紙1）及び「8 企画提案書（様式6）作成方法」を踏まえてプレゼンテーションを行うものとする。

#### ア 実施日

令和6年3月18日（月）

時間については、改めて通知する。

#### イ 実施時間

1者につき45分程度（準備5分 提案25分 質疑15分）を予定

#### ウ 資料

企画提案書提出時の資料を用い、追加資料の提出は認めない。

#### エ 出席者

プレゼンテーションの出席者数は、1者につき2人までとする。

## 10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

## 11 日程（予定）

令和6年2月14日（水）プロポーザルの公告及び実施要領の公表

令和6年2月21日（水）午後5時 質問書提出期限

令和6年2月26日（月）質問に対する回答公表

令和6年3月5日（火）午後5時 参加申込書等提出期限

令和6年3月7日（木）参加資格確認結果通知発送  
令和6年3月14日（木）午後5時 企画提案書提出期限  
令和6年3月18日（月）プレゼンテーション審査実施  
令和6年3月22日（金）選定結果通知・公表

## 12 情報公開及び提供

- (1) 応募者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公開する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び契約候補者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

## 13 著作権等及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本市に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。
- (2) 本市は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

## 14 契約

- (1) 審査結果に基づき決定した最優秀提案者と契約交渉を行う。
- (2) 最優秀提案者が資格要件を欠くと判断されたとき又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次随意契約の交渉を行う。
- (3) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容等については、本市との協議により決定する。

## 15 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した配置する各担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で各担当者を変更するときは、変更前の各担当者と同等以上の業務経歴を持つ者を配置し、本市の承認を要する。

(6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。

(7) 応募後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

(8) 連絡先及び提出先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市市民部市民課 担当 高木、市田

電話 0748-24-5630

I P 050-5801-5630

電子メール [shimin@city.higashiomi.lg.jp](mailto:shimin@city.higashiomi.lg.jp)